



第4様式（第9条関係）

意見書

令和4年8月10日

京都府知事

様

意見を提出しようとするもの

住所（地域団体にあっては、連絡先住所の住所又は代表者の住所）

京都府綾瀬郡宇治田原町

氏名（地域団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

京都府林地開発行為の手続きに関する条例第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名

有限会社 二和産業 取締役 八木 昌司

2、林地開発行為の目的

土石の採掘（砂利）

3、林地開発行為をしようとする区

宇治田原町大字荒木小字平山12番1ほか。 計49筆

4、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

別紙

- 備考 1 住所（市区町村なを除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であって、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
- 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

『別紙』

意見書

1、林地開発行為の区域の面積の現況地が森林とその他と残地森林の計49筆として農地はない。しかし、別紙には、農地が何筆もある。整合していない。説明せよ。林地開発だけの事業か。

2、砂利採取事業に伴う諸問題について、各種の懸念に対し、生活環境に影響が生じるおそれについてその責任を明確にせよ。

3、生活環境に影響が生じるおそれ、公害防止について

3-1、運搬車両による周辺道路の汚れ。

場内から泥等出さないためダンプカーの運転手には、完全な洗車の義務付け。タイヤ洗い場及び最新のスパッツ装置つけることが必要。最新でないと泥はなかなか落ちない。土砂を道路等に落とさない、こぼさない、ほこりを撒かない対策はどうするのか。

3-2、運搬車両による、道路の破損対策、と復旧工事はどうするのか。事業者が責任もって完全復旧完了できるか。

3-3、いくら努力しても道路は汚れる。運行道路を最低週1回は清掃が必要とおもわれるが、また、砂塵については、必要に応じ散水が行う用意はあるか。

3-4、災害・公害の発生防止のため、降雨時には、採取・搬出等の作業中止等の判断も必要だが、判断は誰がするのか。しないのか。

4、運搬車両による交通量の増加について

4-1、現在、変則4字路交差点に場内出入口が出来ると、見通しが悪い変則5字路交差点になる。交通整理員は事業開始時間より常時2名は最低必要とおもわれるが、対策は、安全に責

任とれる人数は、何名配置するのか。

4-2、運搬車両の交差点への入り方について、第1に交通整理員が安全確認し、誘導してから、

第2に運搬車両の運転手が、自らも安全確認の上、交差点に入るルールが必要であるが、そ
う徹底するか。

4-3、小学校、中学校の通学路であり、交通安全運転と歩行者・一般車両・通園バス優先を
徹底 することが必要だが、徹底するか。

4-4、土砂運搬車両の運転手には、毎日、運行前点検時に、安全運転の徹底とマナーの向上
指導を行うことが必要だが、徹底するか。

4-5、出入口の変則交差点には、現在のカーブミラーの横から出入りするのか。計画図にあ
る、カーブミラーの増設と交通安全の看板位置については、関係者と行政機関と協議され
ベストの位置と形を取るのか。

4-6、責任ある事業者として、土砂採取事業者関係車両を示す識別表示等を車両の前部及び
後部に掲げ前方及び後方から確認できる明示をされたい、運転手への安全運転の責任感
醸成にもなる。明示するか。

4-7、最も重要な安全対策条件として、「通勤、通学時間帯の事故発生及び交通混雑を避けるた
め、車両の出入り時間は午前9時から午後4時までとする。」の安全対策の措置計画に対
し、地元の事情、通勤時間や子供の通学路でもあり通学時間帯を避けた運行計画に、地元
はさすがによく考えていると感じていた。これなら交通安全への安心と思っていた。が、
説明会でのお願いに、地元一同、なんだ、二枚舌か、反発がある。事業者は「説明会での
運行時間帯お願い」は撤回せよ。府への計画書通りの運行時間とするよう強く意見する。

4-8、子供たちの長期休み期間中等の安全対策をも考慮した採取事業をおこなうこと。具体
的な安全対策を示せ。

4-9、土砂運搬車両の通行で時間待ちが生じた場合は、道路での駐車禁止とし、場内待機と
されたい。

4-10、土砂運搬車両の運行は、国道307号線から進入路までは20km/時、以下で、す
ぐに止まれる「最徐行」とし、歩行者・一般通行車両を優先し、特に、中学生、小学生
の下校は個別下校があるので一人の時でも、土砂運搬車両の運行は、2名の交通整理員
により誘導し、歩行者・一般通行車両の安全を確保を徹底されたい。

5、粉じんの発生措置について

5-1、運行道路を最低週1回は清掃が必要とおもわれるが、また、運行道路の砂塵について
は、必要に応じ散水を行う用意はあるか。

5-2、場内の粉じんの発生、飛散防止に散水を行うとしているが、水源は、散水の必要回数は、
また広大な地域にどのように散水するのか。昨今の猛暑時は、強風時は具体的にどう
にするのか。

5-3、人家、のみでなく農地についても対策を取られたい、近隣には茶園がある。散水だけ
なく防風ネットや舞い上がった粉じんの対策等、他の方策も示されたい。

6、土砂流出による周辺地域での濁水の発生について

6-1、防災池は、溢れないか。場内排水は、場内での全量カットで絶対安全か。泥分を沈下さ
せた後に場外に排水が、充分な処理方策か、汚水・濁水の流失防止は具体的にどうするの
か。泥分を沈下させた後の排水とは、泥分沈下の時間経過の想定は何時間か。

6-2、土石、濁水が場外に流出する恐れがある時は、築堤等の措置が必要となるが、その措置
の実行性は、対策はどうするのか。

6-3、土砂流出及び水防の為、保安要員の確保と防災資材の整備をはじめとした災害防止対策
を講じることが必要。と考えられるが、どうするのか。

6-4、降雨時に於いては、巡回監視を行い異常気象時（大雨注意報・同警報発令時等）に於い

ては、防災保安要員を待機させると共に事前に緊急連絡体制を整えることが必要と考えられるが、どうするのか。

6-5、事業終盤、防災池がなく、沈砂池が埋まってしまえば、広大な雨水の保持保水は何%、と考えているのか。責任をもって保証出来るのか。「一般管理で俺知らん」と無責任状態とならないよう、保水力が保てるまでは最低でも「調整池が必要」と考えるが。必要性と具体的にどうするのか。「府や町の指導が無い。」の類の答えは、無責任です。

7、河川水量の増加について

7-1、場内排水を、防災池に集水することが、場内で充分な処理を行うとのことか。泥分を沈下させた後に場外に排水は、満杯時は何時間かけて排水するのか。水路の能力に限界がある。好天が続くとは限らない。

7-2、降雨水の場外排水を、出入り口付近の既存樹に防災池から放流を計画しているが、西側住宅地には降雨水の場外排水が流出しない構造及び方策が必要。具体的にどうするのか。。西側の住民は排水で今まで苦慮された。現在新設水路等で少し改善したところです。災害対策が必要ではないか。

7-3、一級河川の田原川まで距離も数百mはある。水路の勾配も大変緩やか、300mm×300mmの大きさしかない。しかも、項目「7-1」の状況からも、砂利採取地からの排水用水路の新設あるいは、排水予定の水路の拡幅など必要ではないか。

7-4、防災池後は、沈砂池を作る計画だが、沈砂池は自然に埋まるがままの状態か。植林しても保水力が出来るまで何年もかかる。土砂採取前の分水と、採取中、採取後の分水は採取地への分水量が図面からしても多い。保水力が保てるまでは最低でも「調整池が必要」と管理が必要と考える。あふれることも承知の上ですか。事業終了後の責任ある管理はどうするのか。

8、堀削作業中の騒音の発生について

8-1、区域外周部の残地森林を騒音の緩衝帯とする計画。土砂採取地域の外周及び保全区
域外周に、杭及び繩張りを設置し、土砂採取地域を明確にするとともに、保安地帯の確
保と維持を講じ、残地森林の明確が必要。

8-2、使用する、低騒音、低振動型重機の型式と台数は。

運転の仕方により、重機の音はかなり遠くまで響くことがある。

操作員には、十分な認識を持たせることと、騒音計での計測、注意も必要ではないか。

9、その他

9-1、【土砂採取事業地には、この土砂採取事業地外からの一切の土砂及び産業廃棄物等はも
ちこまない。沈砂池、防災池の埋め立て用といえども、この土砂採取事業地外からの一
切の土砂及び産業廃棄物等は絶対持ち込まない。】と、説明会で2度にわたり表明され。
再確認もされたにもかかわらず。

搬出した土を選別後、不要な土（どのような土と呼ぶのか不明）を、埋め戻しなどに
搬入するという。まさに、誰がどのようにしてそれを、全て「どこの土と鑑別・証明」
できるのか。

本事業終了後は、森林に復旧。防災池の埋立土は表土及び場内の土砂のみ、にて行う事。
搬出した土を選別後、不要な土（どのような土と呼ぶのか不明、「へ泥」か）は、持ち込ま
ない。絶対に搬入しないこと。

9-2、ダンプカー（10t車）1日最高50台以下。積載量は5、5立米というが、法令順守
ですか。5、0立米の間違いではないか。

9-3、隣接者への事業説明等を行い、同意を得ること。又、地元関係者に同意結果を報告は當
然と考える。

9-4、被害、事故の発生、住民から改善要求等は、だれに、通知したらしいのか。